

1 生徒指導

児童生徒の*自己指導能力の獲得を支えるプロアクティブな生徒指導を基盤とした生徒指導の推進

*自己指導能力：児童生徒が、深い自己理解に基づき、「何をしたいのか」「何をすべきか」、主体的に問題や課題を発見し、自己の目標を選択・設定して、この目標の達成のために自発的・自律的かつ、他者の主体性を尊重しながら、自らの行動を決断して実行する力

指導の重点

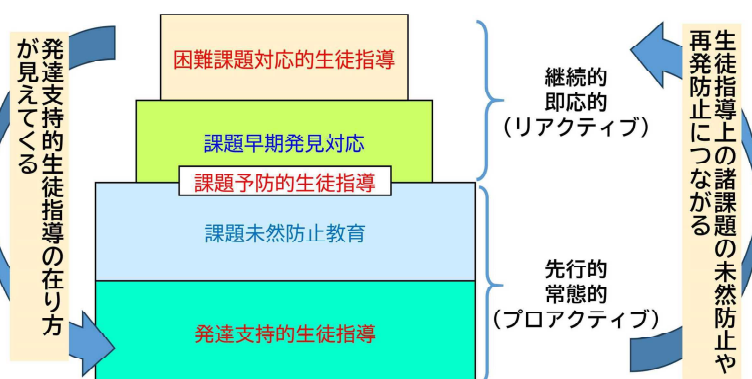
プロアクティブな生徒指導とリアクティブな生徒指導との円環的な関係を踏まえた、全ての児童生徒が安心して楽しく過ごせる魅力ある学校づくり

自校のプロアクティブな生徒指導の在り方を改善し、それらを意図的・計画的に実践することが、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止につながります。また、リアクティブな生徒指導を通して、起こった個別の課題を全ての児童生徒の課題として捉え直すことが、発達支持的生徒指導といったプロアクティブな生徒指導につながります（図1）。

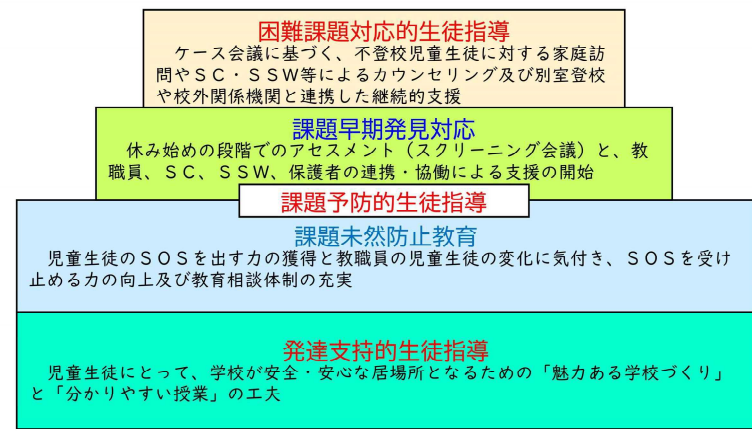
各学校においては、これらの円環的な関係を踏まえて、教職員による児童生徒の居場所づくりや児童生徒主体による絆づくり等のプロアクティブな生徒指導を行い、全ての児童生徒が安心して楽しく過ごせる魅力ある学校づくりを実現させることにより、生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止を図ることが大切です。その際、後述する「指導の重点を推進するための具体的方策」を参考にすることが効果的です。

加えて、自校の生徒指導計画や校内生徒指導体制、学校いじめ防止基本方針等の内容が【図2 参考例】の4層のようにバランスよく構成されているかを検討した上で、全教職員で共通理解し、組織的な取組を進めることも、魅力ある学校づくりの実現及び生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止に効果的です。

【図1 生徒指導の重層的支援構造】（生徒指導提要 p19 を基に作成）



【図2 参考例：不登校対応の重層的支援構造】（生徒指導提要 p229 を基に作成）



指導の重点を推進するための具体的方策

(1) プロアクティブな生徒指導の充実

- ・学校や学級が、全ての児童生徒にとって安全・安心な居場所となるよう、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた学級づくりを推進する。また、全ての児童生徒が学びの充実感を味わうことができるようにするために、「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた授業づくりを推進する。
- ・特別活動において、児童生徒がよりよい人間関係や生活づくりに関する課題を見だし、その解決に向けて話し合い決めたことを実践したり、児童生徒が異年齢交流により自己有用感を高めたりすることのできる機会を設けるなど、教職員の働き掛けによる児童生徒主体の絆づくりの場を提供する。
- ・児童会・生徒会による「家庭でのメディア利用のルールづくり」の呼び掛けを基に、学級活動において、児童生徒自身が課題（メディア依存による昼夜逆転や不安、無気力などの危険性）を見だし、その解決に向けて話し合い、各自の実態に応じた目標を決めて取り組んだり、定期的に自己の目標の達成状況を振り返ったりする機会を設ける。

情報モラル教育の推進について ➡ R5「南の要覧」p8

- ・全ての児童生徒を対象とした自殺予防教育（SOSの出し方教育）や情報モラル教育、非行防止教育等の講話や演習を生徒指導主事や教育相談担当等が年間指導計画に基づいて企画し、スクールカウンセラーや広域カウンセラー等の協力を得て実施する。

(2) 生徒指導が実効的に機能する校内の生徒指導体制の構築

- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省 令和6年8月改訂版）」のチェックリストの内容を基に、自校の学校いじめ防止基本方針の内容を見直したり、年度初めの職員会議等の際に、学校いじめ防止基本方針や法律等の理解を深め、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかについて教職員の認識を高めたりするなど、平時から実効的な取組を行うよう努める。
- ・生徒指導上の諸課題の未然防止を図るために、学校生活アンケート等から生活上の課題を見いだし、児童生徒の成長や発達を支える「発達支持的生徒指導」に係る方策を考え、実践し、点検・見直しを繰り返すPDCAサイクルを構築する。
- ・教室に入りづらいと感じている児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで生活や学習ができるよう、校内教育支援センターを設置したり、全教職員による学習支援や教育相談等ができる体制を整備したりする。
- ・毎日の健康観察や心身の状態に関するアンケートの実施等に1人1台端末を活用することで、いち早く児童生徒の健康や心身の状態の変化に気付き、その結果を基に教職員やスクールカウンセラーによる相談支援につなげることができるようにする。

(3) 学校を中心とした家庭、地域社会、関係機関等との連携・協働の充実

- ・自校の生徒指導方針等を保護者や校区の園、小・中学校に周知するとともに、学校運営協議会や地域生徒指導研究推進協議会等において説明をすることで、地域社会や高等学校とも共通実践事項等の共通理解を図り、日常的に連携・協働することができるネットワークを整備する。
- ・不登校児童生徒の保護者等が有益な情報を得られるよう、教育相談担当等が窓口になって教育支援センターや相談機関、保護者の会、フリースクール等に関する情報を提供する。
- ・不登校児童生徒（不登校傾向も含む）や気になる児童生徒等について、情報交換と「次に取り組むべき対応」を検討するための簡易な校内会議を、スクールソーシャルワーカーやこども家庭センター等の協力を得て、適宜開催する。
- ・いじめや暴力行為等が犯罪行為に相当し得ると認められたり、学校でどのように対応すべきか迷った場合は、警察等に相談・通報を行うことについて、年度初めなどにあらかじめ保護者等に周知を行う。

【参考】生徒指導上の諸課題の未然防止や再発防止、個別の課題への指導・援助に関する主な相談機関等

スクールカウンセラー 広域カウンセラー (臨床心理士等)	・カウンセリングによる心理的支援 ・児童生徒や保護者への講話、教職員への研修等	スクールソーシャルワーカー（SSW） (社会福祉士等)	・不登校等の諸課題を抱える家庭の保護者や児童生徒への支援 ・学校と関係機関のコーディネート
学習支援機関 スペース・イオかくのたて スペース・イオよこて	・不登校児童生徒への学習支援 ・不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談等による支援	教育支援センター (適応指導教室)	・不登校児童生徒への学習支援 ・不登校児童生徒及びその保護者に対する教育相談等による支援
警察署 (少年サポートセンター)	・少年非行・犯罪やいじめ等の問題行動に関する指導・援助	こども家庭センター (福祉事務所)	・子育て、非行、心身障害、性格上の問題、情緒不安定、いじめ、虐待等に関する指導・援助

広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用される際は、管理職を通じて南教育事務所（0182-32-1101）へ御連絡ください。その他の連絡先については、「相談機関一覧」を御覧ください。👉 p50

生徒指導のページに関する資料は、こちらから検索することができます。

・生徒指導提要
(文部科学省のWebページ)



・令和7年度 学校教育の指針 p20『生徒指導』
(義務教育課のWebページ)



・「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた学級づくりのためのチェックリスト

・「生徒指導の実践上の視点」を踏まえた授業づくりのためのチェックリスト

・令和5年度 秋田県生徒指導推進会議に係る講義動画

・PDCA×3回で不登校の未然防止を～点検・見直しの繰り返しによる取組の推進～



(南教育事務所のWebページ)

・学校と警察等との連携 生徒指導リーフ Leaf.12
(国立教育政策研究所のWebページ)

